

新たな市場獲得に向けた海外販路開拓や 新技術・新製品開発等のチャレンジを支援します

—令和8年度いばらきチャレンジ基金事業—

本県の産業を継続的に発展させるため、新たな市場獲得に向けた**海外販路開拓**や、最先端の科学技術やものづくり産業が集積する本県の強みを最大限に活かした**新技術・新製品開発**等のチャレンジを支援します。

公募期間 令和8年4月10日(金)～5月28日(木)17:00 必着

事業名	対象となる計画	主な対象経費	助成 限度額	助成率	助成対象期間	予定 件数
海外販路開拓促進事業A	海外販路開拓を目的とした 交付決定日から令和9年2月までの期間 で開催される展示会等への出展	小間借上費、小間装飾費、旅費等	150万円	2/3 以内	交付決定日(令和8年6月末予定)から令和9年2月末まで	31件
海外販路開拓促進事業B	海外販路開拓を目的とした 令和9年3月から令和9年6月までの期間 で開催される展示会等への出展				交付決定日(令和8年6月末予定)から令和9年6月末まで	
外国語ウェブサイト制作事業	海外販路開拓を目的とした外国語ウェブサイトの制作	ウェブサイト制作費、翻訳費等	100万円		交付決定日(令和8年6月末予定)から令和9年2月末まで	15件
国際認証取得事業(複数年)	海外販路開拓を目的とした国際認証の取得	国際認証等取得費、調査・分析外注費等	250万円		交付決定日(令和8年6月末予定)から2年以内	4件
新技術・新製品開発促進事業(単年度)	<ul style="list-style-type: none"> 革新的な新技術・新製品開発 地域資源を活用した新製品開発 大学・研究機関・大企業等の知見を活かした新技術・新製品開発 上記を活用した新サービス開発 	原材料費、外注加工費、弁理士費用等(ソフトウェアの研究開発に係る人件費は単年度のみ対象)	250万円		交付決定日(令和8年7月末予定)から令和9年2月末まで	8件
新技術・新製品開発促進事業(複数年)			500万円		交付決定日(令和8年7月末予定)から1年超2年以内	3件

※ 海外販路開拓促進事業と外国語ウェブサイト制作事業のみ併用可能です。

【令和8年度の変更点】

・海外販路開拓促進事業

海外販路開拓促進事業Bを新設し、助成対象となる展示会の開催時期を延長しました。

Aタイプ：交付決定日から令和9年2月までの期間で開催される展示会への出展

Bタイプ：令和9年3月から6月までの期間で開催される展示会への出展

※ただしAタイプとBタイプを重複して申請することはできませんのでご注意ください。

・国際認証取得事業

最大2年以内で実施可能となりました。

申請をご希望の場合は、機構ウェブサイトから公募要領をご確認ください。

【問合せ先】

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 (経営助成担当)

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階

TEL : 029-224-5317 E-mail : setsubi@iis-net.or.jp



—申請に必要な書類—

1 助成金交付申請書

※当機構ウェブサイトからダウンロードしてください。(https://www.iis-net.or.jp/)



2 直近3期分の財務諸表(損益計算書、貸借対照表等)の写し

※創業後1年以内の場合は、今期の予算書及び決算見込を提出してください。

3 申請者を確認できる書類

(1) 法人等の場合

① 履歴事項全部証明書(3カ月以内のもの)の写し

(2) 個人事業主の場合

① 税務署への開業届の写し

② 住民票抄本(3カ月以内のもの)の写し

4 茨城県税納税証明書(3カ月以内のもの 様式第40号の4(ア))の写し

「未納がないことの証明等 1 全ての税目」(3カ月以内のもの)

5 会社案内、経歴書等

6 収支計算書の根拠となる資料(見積書、価格表等)の写し

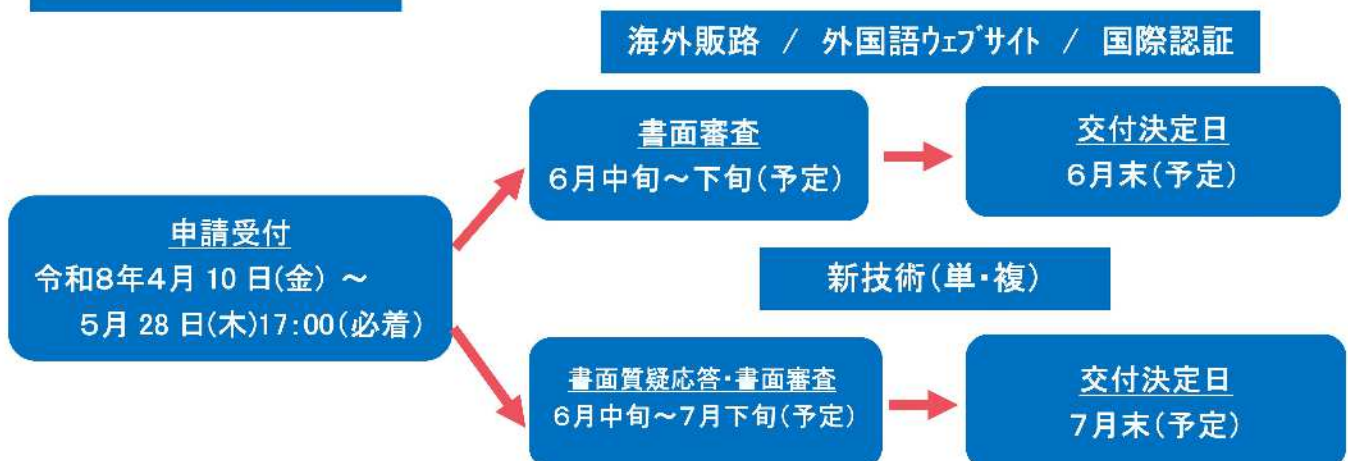
7 パートナーシップ構築宣言への登録を行っている場合はそれを証する書面の写し

8 経営革新計画の承認を受けている場合はそれを証する書面の写し

9 誓約書

10 チェックシート

—スケジュール(予定)—



—注意事項—

以下の場合には、申請書類を受理できませんので、期限には余裕をもってご提出ください。

- 申請内容が助成対象外の事業である場合
- 申請書類の外形要件(申請書類に漏れがないか)、資格要件(助成対象となる資格を有しているか)が整っていることを確認できない場合